

学校感染症と出席停止期間		
	疾患名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る） 痘瘡 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 南米出血熱	治癒するまで 他に「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から九項までによる指定感染症は第一種と見なす（H5N1型トリインフルエンザ）
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺又は、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主症状が消退後、2日を経過するまで
	結核	学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
第三種	髄膜炎 菌性髄膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 ※その他の伝染病	学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで